

平成30年4月2日

保護者の皆様
生徒の皆さん

横浜市立横浜商業高等学校
校長 長田 正剛

風水害等の「警報」発令時における生徒の安全確保について

横浜市教育委員会からの「風水害等の『警報』発令時における生徒の安全確保について」(通知)及び「『横浜市学校防災計画』の改定について」(通知)に基づき、本校では生徒の広域な通学区域の実情に配慮しながら、次のとおり安全を最優先した対応をいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 午前6時の時点で、県全域または横浜市に、「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令継続中の場合には、自宅待機とします。
 - ① 午前8時までに上記警報が解除された場合は、3校時から授業を実施します。
午前10時30分にホームルームを行います。
 - ② 午前11時までに上記警報が解除された場合は、5校時から授業を実施します。
午後1時にホームルームを行います。
 - ③ 午前11時の時点で、上記警報が解除されていない場合は、臨時休業とし、部活動を含むすべての活動を中止とします。
- (2) 午前6時以降に警報が発令された場合は(1)の①②③を適用します。
- (3) 台風の接近や低気圧の通過が予想され、注意報が上記警報に変更される可能性が高い場合も自宅待機とします。その後については(1)の①②③を適用します。
- (4) 登校後、上記の警報が発令された場合や発令される可能性が高まった場合は、速やかに「授業時間繰り上げ」等の措置を行い、生徒の安全を確保します。
- (5) 横浜市以外の県東部各地区<三浦半島、湘南>、県西部各地区<相模原、県央・足柄上・西湘>に居住する生徒については、各市町への上記警報の発令・解除や発令の可能性の高まり等をもって、(1)~(4)を適用します。
- (6) 午前6時の時点で、県全域または横浜市に火山噴火による「降灰予報」が発表された場合には、臨時休業とします。
また、登校後「降灰予報」が発表された場合や発令される可能性が高まった場合は、速やかに「授業時間繰り上げ」等の措置を行い、生徒の安全を確保します。

注意事項

- 1 警報が解除されていても、交通機関が止まっている場合は学校に連絡してください。
- 2 (3)において判断に迷う場合は、自宅待機してください。
- 3 登下校中に事故が発生した場合は、学校に連絡してください。
- 4 上記の限りでない場合のみ、学校から連絡します。